

## ワーキンググループ B

## B5-7 社会保障：雇用（雇用政策の効果の検証、雇用保険の運営等）

（論点①）雇用対策の効果の検証はどうすべきか。

（論点②）日本の雇用の課題・問題の要因とその解決策をどう考えるか。

（論点③）雇用保険の現状と今後の在り方をどう考えるか。

## 提言（とりまとめ）

これまでの雇用対策については、その効果が十分に発揮されておらず、その検証も不十分であった。今後は、経済対策によるものも含め、毎年度全ての施策の効果検証を定量的に実施し、予算に厳格に反映させること。加えて、既存事業の大胆な統廃合や、能力開発事業とハローワークとの一層の連携強化を図るなど、現に就職につながる改善を行う。非正規労働者の増加や新卒者の就職難などの構造的な課題への対応については、制度的な改革にも取り組むべき。

雇用保険積立金については、平成23年度末見込みで約4兆円の水準となっており、雇用保険制度の持続可能性に配慮しつつ、受益者負担の軽減の観点から、雇用保険料の一定の引下げを含む負担と受益（事業）の関係の見直しを検討すること。

## 論点①、②、③

真に有効な雇用対策を実施するために、各種施策の効果検証 10名

を厳格かつ定量的に実施し、不断の見直しを行うべき

構造的な課題に対しては、補助金によるインセンティブ付与より 6名

も、制度的な対応（雇用法制の見直し等）が優先されるべき

現状の効果検証プロセスや、雇用対策の内容は適切であり、現	1名
状維持	
その他	10名
	(※複数回答)

## 評価シートに記載された各評価者の提言内容

### <論点①、②、③>

- 職業訓練と民間委託とのマッチングを進めること。
- 基金事業の効果検証を行うべき。
- 非正規を前提とした雇用はある程度認めつつも、非正規から正規への転換を促すには、業種業態に応じて詳細な現状・実態を把握してきめ細やかな対応策(他省庁との連携を強化して)を講じる必要がある。  
例：宿泊業は非正規割合が6割を超えている。その理由は観光需要が集中しているためであるので、需要の標準化策が必要 等
- 補助金等の財政的支援と制度的な対応両面を考えるべきであって、1かゼロの議論ではない。  
例：非正規を正規雇用したら法人税を軽減する or 報奨金を抛出する 等
- 効果検証は厚労省の関係機関で行うべきではない。独立の政策評価機関にて行うべき。
- 非正規労働者に対する被用者保険・厚生年金の適用拡大を行うべき。非正規労働者を正規労働者にすることを考えるよりは、社会保険の適用拡大の方向を考えるべき。
- 非正規労働者の一番の問題は能力開発がなされないこと。失業者のみならず、非正規労働者の能力開発の機会を拡大すべき。
- 非正規雇用のセーフティネットの拡充。
- 正規雇用への報酬比例型の失業給付の方式を止め、非正規の対象を増やすべき。
- 雇用法制(解雇法制)を見直し、正規雇用への好遇を修正すべき。
- 毎年度全ての事業の効果を定量的に分析し、その結果を厳格に予算に反映させること。
- 事業の大胆な統廃合を図ること。
- 能力開発事業とハローワーク等によるマッチング事業の連携を大胆に強化すること。
- 労働市場の需給のミスマッチを踏まえた職業訓練を行う。
- 雇用対策の効果検証をより厳格に行う。
- 積立金の水準について、ソルベンシーマージン比率を計算して最適水準を客観的に示し、早期に行政刷新会議に報告すること。

## 行政刷新会議「提言型政策仕分け」

- 就労率、特に一定期間就労期間がある雇用に対する就労率をきちんと計測し、就労率の低いものは予算を打ち切るべき。
- 雇用政策体系の見直しが不可欠。求職者の類型(男女・年齢・学歴・業種別)ごとに政策目標(就業者数・就業率等)と政策手段(事業)を対応させる。
- 我が国の雇用の現状(実態)を調査・分析する。
- トライアル雇用を含め、雇用制度の柔軟化を図る他、“積極的労働政策”(英国の若年者ニューディール etc.)を拡充させる。
- 失敗事業があれば、その原因を究明する。既存の政策手段と新しい経済環境の不適合を明らかにできるかもしれない。政策分析上、必要。
- 二事業は大幅に圧縮する。
- 雇用対策は、若年者・中高年者・高齢者及び障がい者等、各対象者に分類。それぞれに整理して行う。
- 各事業の効果を明確に検証する仕組みを導入する。
- 雇用二事業での使用については、より効果的になるように革新していくこと。文科省の各種・専修学校担当部局、経産省人材育成担当部局と連携して、職業訓練のシステムを作り上げていくべき。
- 新しい時代の要請に対応できる人材(雇用される人材)の育成につき、文科省と協力して取り組むべき。旧来人材をいくら輩出しても雇用にはつながらない。
- 産業構造が大きく変化している際には雇用調整助成金は変化を阻害。
- 雇用保険料の引き下げを行うべき。その際、労使が負担する社会保険料全体に目配せすること。
- 労働保険特別会計については、保険料の一定の引下げを含め、受益と負担の関係を抜本的に見直すべき。
- 雇用保険の積立金は、最小限の水準とすべき。当面は、雇用保険料を引下げることで対応する。
- 積立金が一貫して多すぎる。保険料率下げ、国庫負担率も下げるべき。
- 積立金の状況を勘案しつつ、雇用保険料の引き下げも。
- 雇用勘定は二事業と失業等給付及び求職者支援を統合する。

番号 B5-7

施策・事業シート

施策/事業名		雇用(雇用政策の効果の検証、雇用保険の運営等)					
担当府省庁		厚生労働省	担当部局庁・課室	職業安定局、職業能力開発局	作成責任者	職業安定局総務課長 大西 康之	
主な関係法令		雇用対策法、職業安定法など			主な関係府省庁	-	
主な計画(閣議決定等)		・新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定) ・「雇用戦略・基本方針2011」(平成22年12月15日「雇用戦略対話」合意) ・「日本はひとつ」しごとプロジェクト(被災者等就労支援・雇用創出推進会議とりまとめ)			主な審議会等	労働政策審議会	
関係施策名		-					
施策/事業目的 (ミッション/何のために)		少子高齢化による人口構造の変化等の経済社会情勢の変化に対応して、雇用に関し、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講ずることにより、労働市場の機能が適切に発揮され、労働力の需給が質量両面にわたり均衡することを促進して、労働者がその有する能力を有効に発揮することができるようにし、これを通じて、労働者の職業の安定と経済的社会的地位の向上とを図るとともに、経済及び社会の発展並びに完全雇用の達成に資することを目的とする。					
施策/事業目標 (ターゲット/どこまで)		各人がその有する能力に能力に適合する職業に就くことをあつせんするため、及び産業の必要とする労働力を充足するため、職業指導及び職業紹介に関する施策を充実する。 各人がその有する能力に適し、かつ、技術の進歩、産業構造の変動等に即応した技能及びこれに関する知識を習得することを促進するため、職業訓練等の施策を充実する。等					
主な手段		失業等給付、求職者支援制度、雇用創出基金制度、雇用調整助成金、公共職業訓練など					
主な成果目標及び 成果実績		成果指標	単位	20年度	21年度	22年度	目標値 (何年度)
		①失業率 ②20～64歳の就業率 (新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定))	成果実績 %	年平均	年平均	年平均	①失業率3%台 まで低下(早期に) ②20～64歳の就業率80% (2020年までに)
				①4.0 ②75.4	①5.1 ②74.7	①5.1 ②74.7	
達成度	-	-	-	-			
主な対象 (誰/何を対象に)		国民					
施策/事業概要	名称	①雇用保険制度	②求職者支援制度	-	-	-	
	制度概要	・労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合等に失業等給付を行う。 ・失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発を図ることを目的として雇用保険二事業を行う。	雇用保険を受給できない求職者に対し、求職者が新たな職業能力や技術を身につけるための職業訓練を実施するとともに、訓練期間中の生活を支援するための給付金を支給すること等により、求職者の早期の就職支援を行う。	-	-	-	
	給付費	30,621億円 (平成24年度要求額)	1,556億円 (平成24年度要求額)	-	-	-	
	うち国庫負担・補助	30,621億円 (平成24年度要求額)	1,556億円 (平成24年度要求額)	-	-	-	
	被対象数	被保険者数3,826万人 (平成22年度平均)	訓練定員27万人	-	-	-	
事業等 (主要)	名称	I. 失業等給付	II. 求職者支援制度	III. 雇用創出基金事業	IV. 雇用調整助成金	V. 公共職業訓練	
	予算額等	21,501億円 (平成24年度要求額)	1,556億円 (平成24年度要求額)	24年度要求は0 平成20年度2次補正4,000億円 平成21年度1次補正3,000億円 平成22年度2次補正1,500億円 平成22年度予備費1,000億円 平成22年度補正1,000億円 平成23年度1次補正500億円 平成23年度3次補正3,510億円 計1兆4,510億円	2,033億円 (平成24年度要求額)	1,089億円 (平成24年度要求額)	
	事業概要	労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要給付を行うほか、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に必要給付を行うことにより、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、求職活動を容易にする等その就職を促進する。	雇用保険を受給できない求職者に対し、求職者が新たな職業能力や技術を身につけるための職業訓練を実施するとともに、訓練期間中の生活を支援するための給付金を支給すること等により、求職者の早期の就職支援を行う。	国の交付金により都道府県に基金を造成し、地域の実情に応じた雇用機会の創出を図る。	景気の変動、産業構造の変化等により事業活動の縮小を余儀なくされ、休業、教育訓練又は出向を行った事業主に対して、休業手当、買金又は出向労働者に係る買金負担相当額の一部を助成する。	離職者等に対し、公共職業能力開発施設における職業訓練や、民間教育訓練機関等を活用した委託訓練を実施。	

役割分担	名称	a. 失業等給付	b. 求職者支援制度	c. 雇用創出基金事業	d. 雇用調整助成金	e. 公共職業訓練
	国が実施する必要性 (他の主体による実施の可否及びその理由)	雇用保険の保険事故である失業の発生は、経済社会全体の動きからの影響を大きく受けるものであるため、保険集団を大きくしてリスクの分散を図ることが必要である。さらに、保険者として財政責任を負う国が、雇用保険の適用・認定・給付等について公平・適正な業務運営を行っていく必要がある。	雇用保険を受給できない方へのセーフティネットであり、全国一律に国が責任を持って行い、就職につなげる必要がある。	リーマン・ショックや東日本大震災による、雇用情勢の全国的な悪化に対応するための事業であるため。	全国的な雇用情勢の悪化に対し、全国一斉に統一した指揮命令の下で迅速かつ機動的な対応を行う必要がある、そのためには、国で実施する必要がある。	雇用のセーフティネットとしての職業訓練は国の責任により実施する必要がある。職業訓練の実施に当たっては、これまでも可能なものではできるだけ民間にゆだねていくとの考え方にたつて、介護分野や情報通信分野等については、民間教育訓練機関を活用した委託訓練により訓練を実施する一方で、国は、設備等にコストを要し、採算面から民間教育訓練機関では実施の難しい、ものづくり分野を中心とした訓練を実施する必要がある。
	地方との連携・役割分担 (地方公共団体による実施状況)	-	訓練分野や規模を設定する地域の訓練計画を検討する協議会の場に、地方公共団体も参加。	都道府県及び市町村は事業計画を立案、事業を実施。	周知等に協力いただいている。	地方公共団体では、地域の実情に応じ、地域産業に密着した職業訓練を実施する。なお、地方公共団体の実施する職業訓練に要する費用の一部については国が負担。
	民間との連携・役割分担 (民間による実施状況)	-	求職者支援制度は、民間教育訓練機関等を活用して職業訓練を実施。	都道府県及び市町村は必要に応じて民間等に事業を委託して実施。	-	民間で実施可能な分野については、可能な限り民間に委ねていくという役割分担を踏まえ、専修学校など民間教育訓練機関等を活用した委託訓練を実施。
従事者数(概数)	-					
国内産業規模	-					
これまで指摘されている課題と検討状況	課題			検討状況		
	全員参加型社会の実現のために、若者の安定的雇用の確保、女性の就業率のM字カーブの解消、年齢にかかわらず働き続けることができる社会づくり、障害者の雇用促進に取り組む。その際、地域の実情に応じ、関係機関が連携し、就労促進施策を福祉、産業振興、教育施策などと総合的に実施する。【社会保障・税一体改革成案(平成23年7月1日閣議報告)】			平成24年度にかけて、明日の日本を支える若者の安定的な就労を促進するとともに、現状において雇用のミスマッチ等によりその力を最大限に発揮出来ていない女性、高齢者、障害者について、重点的に対策を講じている。		
	雇用保険・求職者支援制度の財源について、関係法の規定を踏まえ検討する。【社会保障・税一体改革成案(平成23年7月1日閣議報告)】			平成24年度予算案の編成過程において、財政当局と調整を行う。		
	被災地におけるきめ細やかな雇用対策の実施により、仕事を通じて被災者の生活の安定を図り、被災地の復興を支えることが重要である。このため、復旧・復興事業等による確実な雇用創出、被災した方々の新たな就職に向けた支援、雇用の維持・生活の安定を政府を挙げて進める「日本はひとつ」しごとプロジェクトを推進する。【東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定)】			「被災者等就労支援・雇用創出推進会議」において、東日本大震災の被災者の就労支援、雇用創出の促進のための総合的な対策である「日本はひとつ」しごとプロジェクトを取りまとめ、周知・推進に努めている。 ・「日本はひとつ」しごとプロジェクト フェーズ1とりまとめ 平成23年4月5日 フェーズ2とりまとめ 平成23年4月27日 フェーズ3とりまとめ 平成23年10月25日		
雇用・能力開発機構を廃止する等の抜本的見直しを行うとともに、雇用のセーフティネット、ものづくりに必要となる人材の育成等の観点から、国の責任において実施されるべき職業訓練を担う全国ネットワークの組織体制を整備し、職業訓練の機能を強化する必要がある。【平成22年3月労働政策審議会職業能力開発分科会「国が行う職業訓練と雇用・能力開発機構の今後のあり方について」(労働政策審議会報告)】			平成23年4月の「独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律」の成立により、平成23年10月に雇用・能力開発機構は廃止され、職業能力開発業務は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に移管され、引き続き国の責任において雇用のセーフティネット、最先端の技術革新にも対応したもののづくりに必要となる職業訓練を、実施する体制を整備したところ。 高齢・障害・求職者雇用支援機構では、労使代表を含めた職見を有する者からなる運営委員会等の設置により、労使や地域の職業訓練ニーズが反映される仕組みを整備した。			

## 公共職業訓練（離職者訓練）の概要

- 雇用のセーフティネットとしての職業訓練は、国の責任により実施することが必要
- 訓練の実施に当たっては、国・都道府県・民間教育訓練機関の三者間で役割分担

### 国（高齢・障害・求職者雇用支援機構）

主にものづくり分野を中心とした訓練を職業能力開発促進センターで実施

### 都道府県

地域の実情に応じた訓練を職業能力開発校で実施

### 民間教育訓練機関（委託訓練）

民間教育訓練機関等を活用して、多様な職業訓練を実施  
（全体の約8割が民間委託）

対象者 離職者（雇用保険を受給している求職者等）

訓練期間 標準6か月

（主な訓練コース例）

- ・テクニカルオペレーション科
- ・金属加工科
- ・電気設備科
- ・制御技術科
- ・ビル管理科
- ・住宅リフォーム技術科



（例）NC工作機械の技能訓練

訓練期間 標準6か月～1年

（主な訓練コース例）

- ・溶接科
- ・左官科
- ・建築科
- ・自動車整備科
- ・造園科

訓練期間 標準3か月～6か月

（主な訓練コース例）

- ・介護サービス科
- ・介護福祉士養成科
- ・情報処理科
- ・経理実務科
- ・販売実務科



※都道府県（経費は国が全額負担）から民間教育訓練機関等に委託